

## 身体障害者手帳

障がいの程度によって1級（重度）から6級（軽度）までに区分されます。  
 身体障がいのある方が福祉サービスおよび各種制度をご利用いただく際にこの手帳が必要になります。

対 象 者	視覚障がい、聴覚・平衡機能の障がい、音声機能、言語機能及びそしゃく機能の障がい、肢体不自由、心臓、腎臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいをもつ方
-------	---

申 請 書 類		手続に必要なもの
1. 新規交付申請書	・初めて手帳を作る場合	●身体障害者手帳交付申請書 ●診断書・意見書（指定医師のもの） ○写真1枚（たて4cm×よこ3cm）
2. 再交付申請書（1）	・手帳を紛失、破損した場合	●身体障害者手帳再交付申請書 ○写真1枚（たて4cm×よこ3cm） ○破損の場合は、破損した手帳の写し
3. 再交付申請書（2）	・障がいの状態が変わった場合 ・再認定を受ける場合	●身体障害者手帳再交付申請書 ●診断書・意見書（指定医師のもの） ○写真1枚（たて4cm×よこ3cm） ○旧身体障害者手帳の写し
4. 住所変更届	・住所、氏名等が変わった場合	●身体障害者居住地等変更届 ○身体障害者手帳
5. 返還届	・障がい者が亡くなった場合 ・障がいに該当しなくなった場合	●身体障害者手帳返還届 ○身体障害者手帳

●印の書類は社会福祉課又は各出張所に備え付けてあります

注 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診断書は身体障害者福祉法の規定による医師が作成するものとなります。指定医師については、社会福祉課障がい福祉係までお問い合わせください。</li> <li>・診断書の有効期限は、診断日から6ヶ月以内です。</li> <li>・申請されてから交付まで1ヶ月半から2ヶ月かかります。診断書に不備があった場合、さらに交付まで時間がかかります。</li> </ul>
手 続 き	申請書類を窓口に出してください
窓 口	社会福祉課障がい福祉係又は各出張所
問 合 せ 先	社会福祉課障がい福祉係

各申請には、個人番号（マイナンバー）が必要です。  
 マイナンバーカードもしくは個人番号通知カードと身分証明書をお持ちください。